平成２５年（フ）第５５９号
兵庫県西宮市瓦林町12番23号レジデンスヒル瓦林102号、前住所奈良県北葛城郡上牧町葛城台５丁目８番９号
債務者　長野三津子
1　決定年月日時　平成25年11月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年１月16日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２５年（フ）第５９３号
兵庫県尼崎市大庄北５丁目５番２号南203号、前住所兵庫県尼崎市稲葉荘１丁目21番21―206号
債務者　通阪　信次
1　決定年月日時　平成25年11月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年１月16日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２５年（フ）第５９５号
兵庫県尼崎市猪名寺１丁目８番８号、前住所愛知県犬山市四季の丘３丁目57番地
債務者　宇野　正則
1　決定年月日時　平成25年11月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年１月16日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２５年（フ）第５９６号
兵庫県尼崎市猪名寺１丁目８番８号、前住所愛知県犬山市四季の丘３丁目57番地
債務者　宇野ふみ子
1　決定年月日時　平成25年11月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年１月16日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２５年（フ）第７３号
山口県宇部市西梶返３―１―18　パルセシガ201号、住民票上の住所福岡県三井郡大刀洗町大字本郷35番地２　ヴィオラ・カーサＣ―102
債務者　中島佐久子
1　決定年月日時　平成25年11月15日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年１月16日まで
山口地方裁判所宇部支部

平成２５年（フ）第１０１号
山口県山陽小野田市大字山野井字瀬鳩1880―２倉本運送株式会社内、住民票上の住所大阪府松原市田井城３丁目65番地の12
債務者　橋本　祐三
1　決定年月日時　平成25年11月15日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年１月16日まで
山口地方裁判所宇部支部

平成２５年（フ）第１７８９号
名古屋市中村区名駅南５丁目６番22号　大同名駅南ハイツ７Ｂ号
債務者　松井　泰憲
1　決定年月日時　平成25年11月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年１月17日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２５年（フ）第１８０５号
名古屋市千種区茶屋が坂１丁目10番23号　レジデンス茶屋ケ坂408号
債務者　佐藤　弘子
1　決定年月日時　平成25年11月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年１月17日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２５年（フ）第１９６９号
名古屋市中川区助光２丁目1001番地の１　丸晶ビル301号
債務者　田中　英明
1　決定年月日時　平成25年11月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年１月17日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２５年（フ）第１９９１号
名古屋市北区喜惣治２丁目177番地　市営喜惣治荘４棟206号
債務者　中村　貴子
1　決定年月日時　平成25年11月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年１月17日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２５年（フ）第４９１１号
大阪府守口市藤田町１丁目５番３号、住民票上の住所大阪府守口市金田町３丁目33番１―201号
債務者　橋本　和司
1　決定年月日時　平成25年11月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年１月17日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第４９７９号
大阪府寝屋川市池田新町19番38―206号
債務者　佐野　博史
1　決定年月日時　平成25年11月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年１月17日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第５０２４号
大阪府守口市佐太中町１丁目５番15号
債務者　三代　静江
1　決定年月日時　平成25年11月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年１月17日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第５１８２号
大阪府豊中市新千里西町２丁目21番21―1116号
債務者　塩谷素乃子（旧姓今村）
1　決定年月日時　平成25年11月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年１月17日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第５２０３号
大阪市城東区関目１丁目11番23号　メゾン末広201号
債務者　髙井　譲二
1　決定年月日時　平成25年11月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年１月17日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第６４０号
神戸市垂水区北舞子２丁目７番33―102号
債務者　竹内　　愛
1　決定年月日時　平成25年11月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年１月17日まで
神戸地方裁判所第３民事部